



特251

311

797

613

滋賀縣の畜産

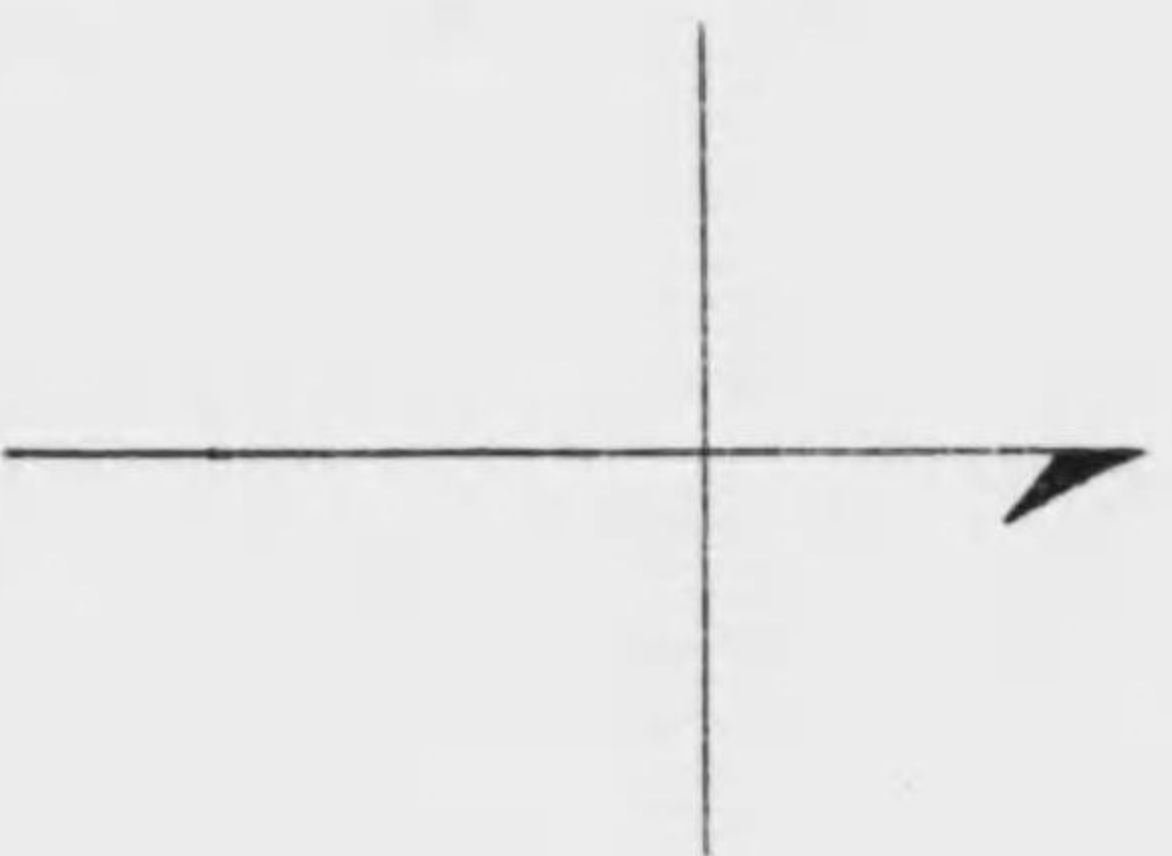
始



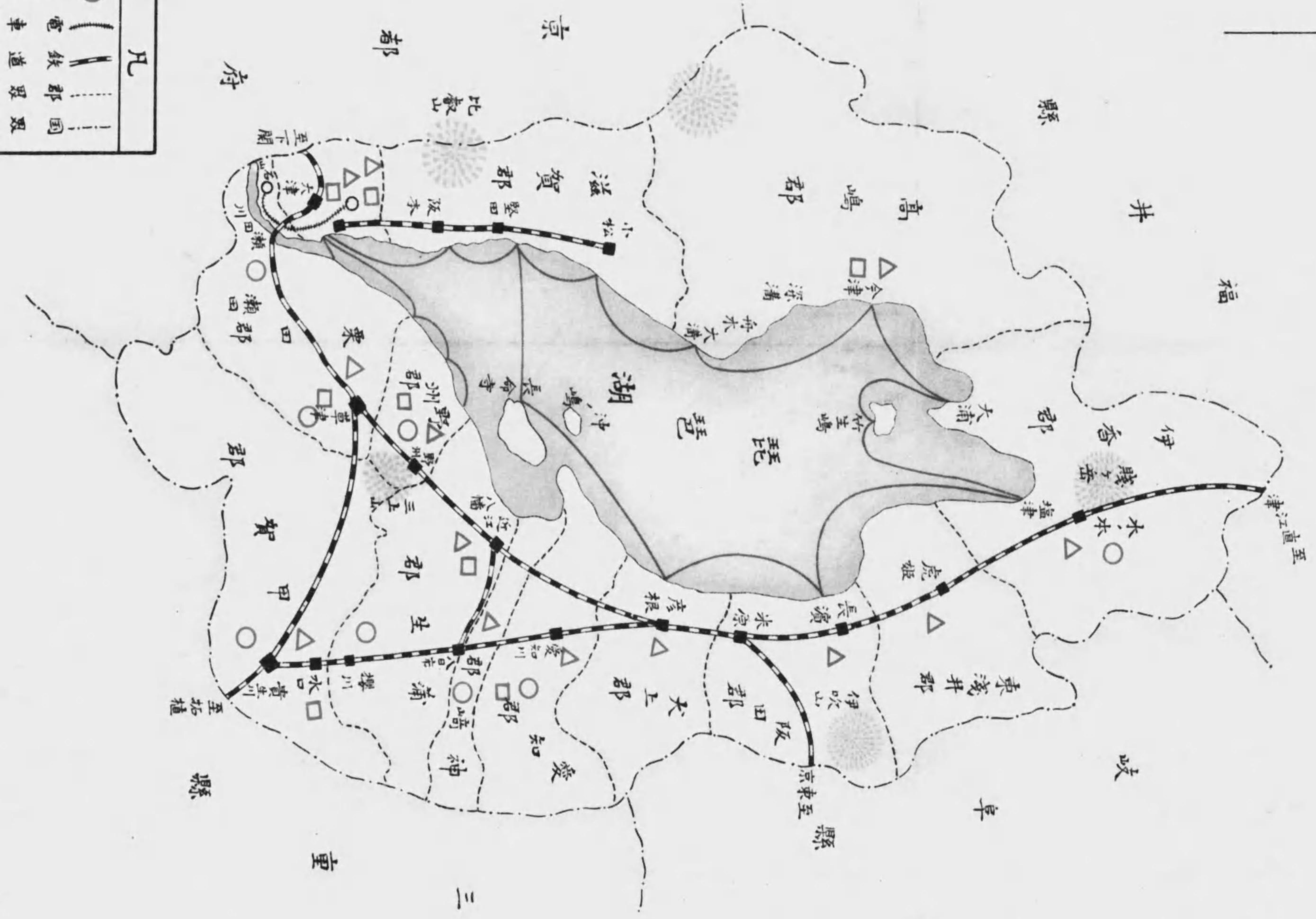
特251.
797



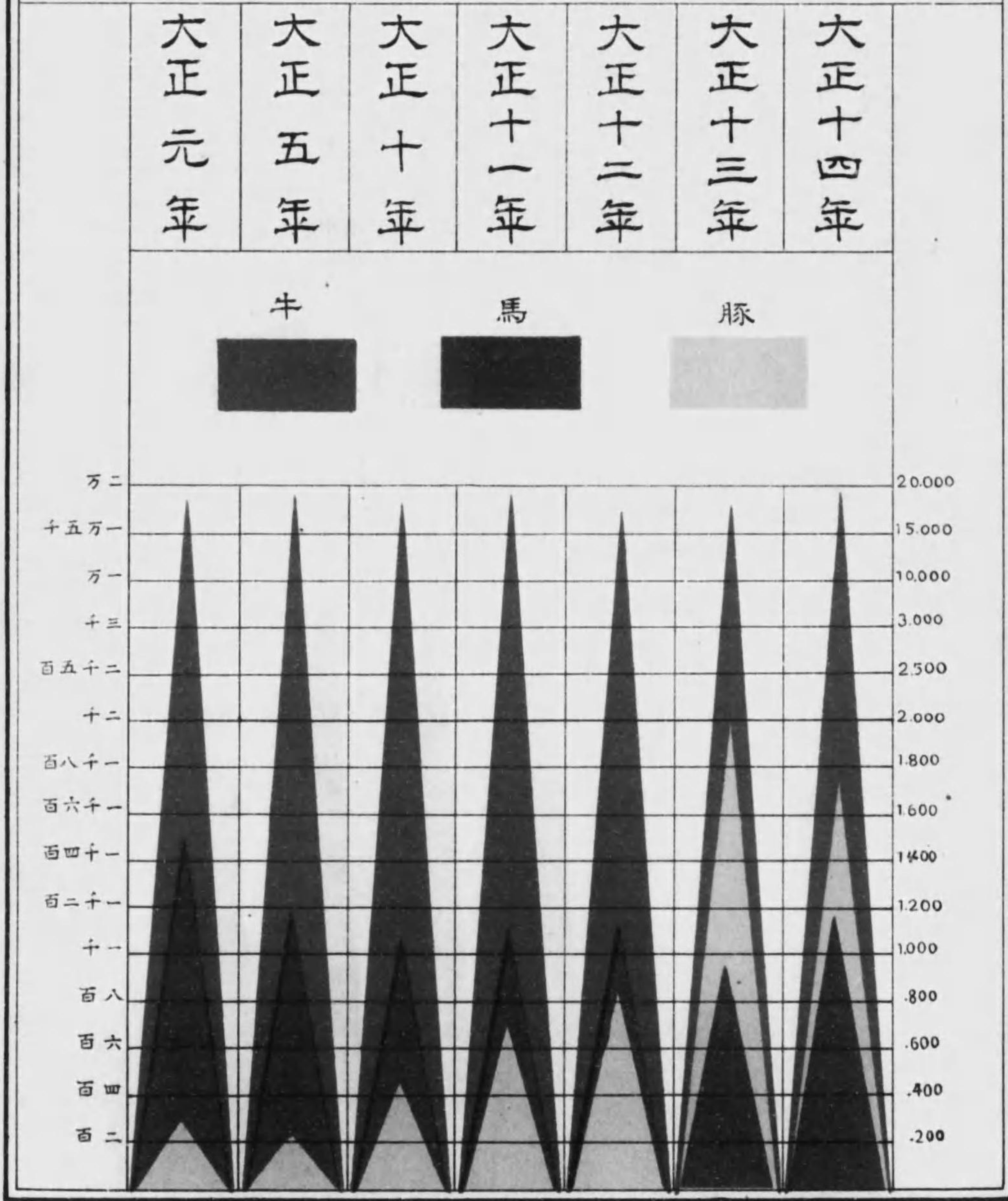
縣內交通圖



凡例	
□	官廳組合
△	郡農會
○	家畜市場
—	電車
—	鐵道
—	郡界
—	國界



家畜年次別比較表





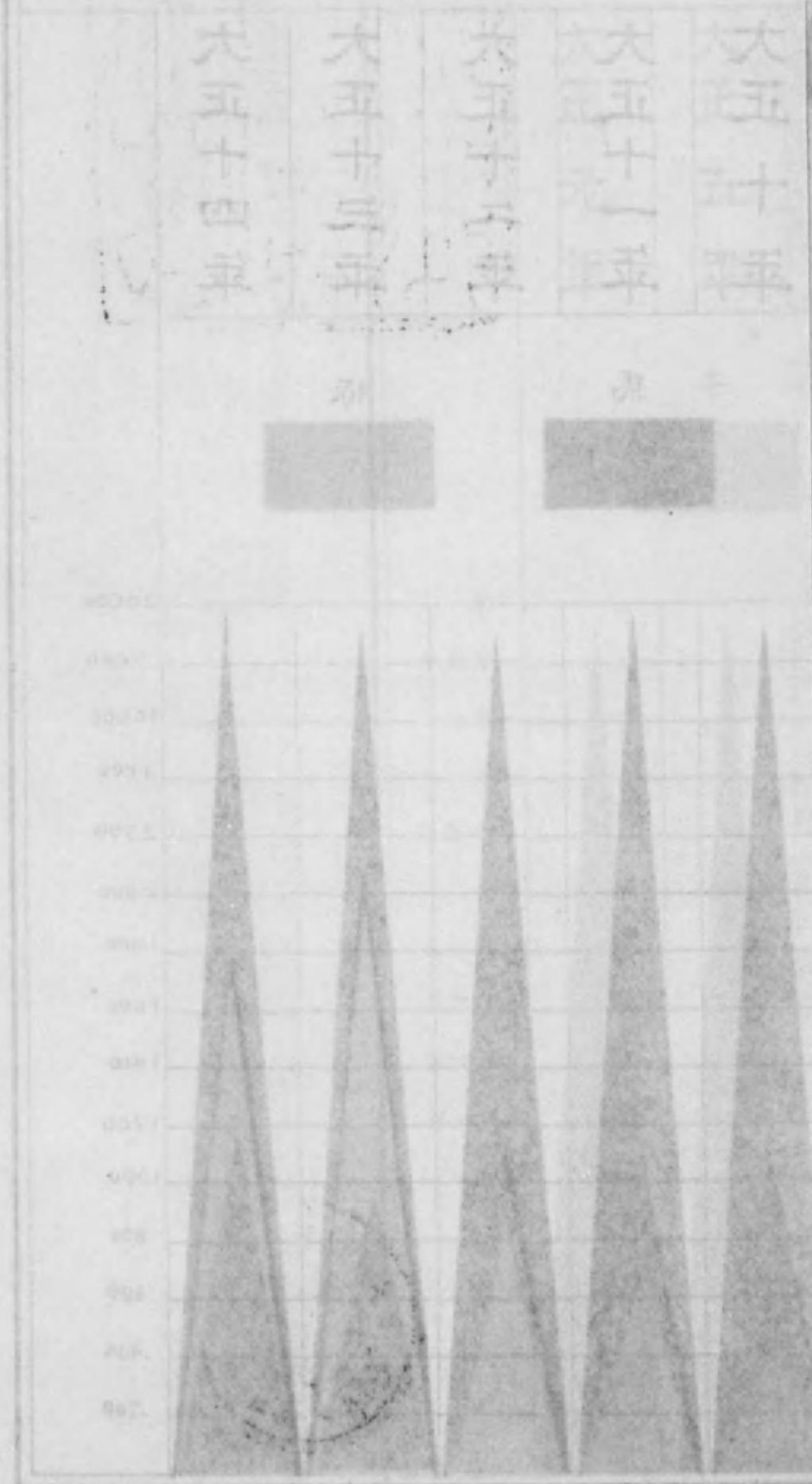
總論
 畜産組合
 畜牛の飼育状況
 畜牛の生産状況
 畜牛移出入の状況
 畜市場
 市場沿革概要
 馬匹飼育の状況
 豚と生産
 山羊と生産
 種羊と生産
 家畜数
 屠畜状況
 搾乳状況

目次

一七五
 一四一
 二四七
 三三四
 三六四
 四一六
 四二一
 四四二
 四四四
 四四四
 四八四
 五五四



表 殖 出 家 限 畜 六 年



畜牛結核病検査状況
 畜牛肥育指導
 畜産獎勵規則
 縣有種牡牛種付規則
 副業獎勵規程

五六
 五八
 五九
 六二
 七〇



總論

本縣に於ける飼牛の沿革を釋ぬるに史績資料の徴すべきもの尠なく唯だ口碑傳説に因つて最近の事情を窺ひ知るに外ならず日本食志に江州高宮には牛を屠り肉を味噌漬となし江戸彦根藩邸に於て之れを賣り下げたりと牛肉は滋食として古く需用せられたるは我國に於て神代既に此記事あり屠牛は犬上郡廣野最も古く皮革は幕府及彦根尾州の二藩に販き肉は藩侯及將軍に獻し諸藩に頒與したるものなることは今尙古老の言に残れり屠肉を神戸に鬻ぎたるは嘉永年間にして其以前既に蒲生郡南野に屠場を開き冬季間牛を屠して京都に輸りたりと云ふ又以て本縣屠牛の淵源を窺知し得べし

明治二年蒲生郡苗村の牛商偶々生牛を東都に送りたることあり東都移出牛の濫觴なり明治六年頃に至り歐洲文明は海内を風靡して醫學衛生の普及と共に乳肉の需用頗に興り各地屠場の開設を見るに至り生牛の移出亦増加し明治十七年頃には伊勢四日市港を中心として海運に依り四周の生牛を京濱地に輸送したるものとす之れより蒲生郡を中心として農家に於ける飼牛の方法に革新を來し肥育増肉の業に進境を來すに至れり爾來世運の變遷に伴ひ牛價の高低需用の弛張に頽興ありたりと雖も明治二十三年東海道鐵道の開通と共に輸送の便を開き肥育牛の業逐年發達し其移出數五千頭に及ぶに至れり

明治二十六年牛疫發生の爲め生牛移出の途絶するや牛商は屠肉移出を開始し蒲生郡八幡驛を中心とし京濱に移出するに至れり此に於てか從來神戸牛と稱するものゝ多くは本縣内育成のものにして肉質の良美なることを知得せしむるに至り近江牛の名遽然市場に喧傳せられ需用の増加と共に益々肥育業の發達を誘導するに至れり

近江の國は其地形は靈龜を象となし中央に太湖を湛へ脈間の中樞を爲すが如し四圍山岳繞々として百川を吐出し流末悉く此の淡海に集まる周圍六十里圏外沃野饒々として田畝七萬六千餘町歩山麓に向つて緩勾配に展開し農戸九萬二千餘米收穫百四十五萬石精農稠密の農業状態にあり山峽に入れば稍々未墾の地に餘積あるを見るも斯の如き土地に飼養せらるゝ家畜は收約に適當なる牛にして且つ短期飼育にあり永久蕃殖の如き長期飼育の方法を行はざるは之れ全く地勢及び農業状態の然らしむる所なり故を以て本縣下に飼養する牛は育成の始めより轉々飼育地を移動し幼壯所を替へて勞役を加へ而かも遂に最後の利用として肥育を施さるゝものとす蓋し本縣の肥育牛は最初より屠牛の歴史を有すると飼育地として肉牛移出の路早く開けたるを以て今日の聲價を擧ぐべき技倆に長じたるものなるべし

本縣に於ける畜牛改良増殖の方法としては曾て十年計畫の下に積極的事業の經營を施したることあり爾來四圍の狀態と牛價の高低其他の事情に基き斯業の前途に變化を生じ來りたるも結局畜牛の改良増殖は左の要點に歸着し今後に於ける施設經營も此の方針に則り以て

畜牛發達の目的を達せんとするにあり

一 從來の慣行ある生産地の改良蕃殖を増進するは本縣畜産の經營に最も緊要なるものとす

一 飼牛の餘地を調査し利用を啓發し絶對に飼育増殖を行ふと共に近江牛の改良を計るは畜産の經營に最も緊要なるものとす

乳用牛は從來多乳多産の王たるホルスタイン、フリーシヤン種を以て縣下の適當種とせり既に明治四十三年以來縣有種牝牛として純粹外國種を設置し種付を行ひ専ら種類改良に力を用ゐたり乳牛の改良は現今に至り其の成績著しく進歩し十年以前までは良牛は總て移入に仰がざるべからざりしも搾乳經濟に於ける必要能力の乳牛は殆んど縣の産出を以て充用することを得るに至れり故に今後に於ける施設方法としては優良種牝牛の設置に依り益々改良を進め以て縣内の需用を充すと同時に餘裕ある良牛の産出供給を行ふを目的とせざるべからず

馬匹は僅かに一千〇八十二頭に主として高島郡内に飼養せられ用途は輓用稀には乗用に供するものもあるも神社祭禮の娛樂競馬となすに過ぎず蕃殖は殆んど行はれず之れ牝馬なきて古來産馬の關係なきを以てなり故に本縣の馬匹は牛に介在して特に必要あるものゝ外飼育増殖は特に記すべきものなしとす

羊豚の飼養は從來微々として振はず之れ一方に役肉牛の飼育行はるゝを以て更に之等の家畜を飼ふべき餘裕なきものゝ如し近來食肉資料の逼迫に伴ひ漸次増加の状況を現はすも之れが一種の嫌忌に依り飼養するもの少なく將來市街地附近に於て廢物利用方法に依り發達を圖らんとす

養雞は其數に於ては比較的僅少なるも其産卵額は約百參拾五萬圓に達するを見るべし蓋し養雞の利益を完ふせんには其羽數の増加よりも寧ろ一羽當り生産價の増加を欲するにあり而して此目的を達せんには種類の改良と老雞の淘汰にあり故を以て本縣に於ても大正九年度より一定の更新方法に依り先づ以て種雄雞の改良に著手せり現在一羽雞産卵は百個とするも猥りに産卵のみを希ふて雞種の選擇を誤まるときは更に飼育上の弊害を生ずべき虞ありとす養雞家は宜しく此點に注意し肉卵兼用の品種に就き研究を遂ぐるを必要とす養雞改良及事業經營方法に關しては養雞計畫に詳記すべきも縣下養雞に於ける副業的施設としては尙ほ飼養に充分の餘地あるを知るべきなり

肥育改良事業は近江肉牛肥育改良の目的を以て大正九年より縣下重要な肥育牛地及將來肥育普及に適當なる地方を選び肥育指導牛を設置し専ら飼育及管理の合理的方法の指導を行ふこととせり

肥育は元來家畜最後の利用方法にして其脂肉の増量を行ふにありと雖指導設置の目的は其最終の肥育をして努めて良性の脂肉を造成増加するにあれば其取扱管理方法の改善に力を致し然かも收支經濟の關係をして自覺せしめ之れに依て各種飼料の應用を鑑考すべき智識を索めしむるにあるものとす

畜産組合

名	稱	事務所	區域	設立年月	組合員ノ種類
行啓	滋賀郡畜牛飼育畜産組合	大津市 神田	滋賀郡	明治四十三年十二月	牛ノ飼育者及生産者
肥念	高島郡畜産組合	高島郡 今津町	高島郡	明治四十四年一月	同上
野洲	野洲郡畜産組合	野洲郡 野洲町	野洲郡	大正五年十一月	役肉用牛ノ飼育者
滋賀	滋賀縣乳牛畜産組合	大津市 東浦	滋賀縣	同上	乳用牛ヲ生産又ハ飼育シ搾乳業ヲナス者
栗太	栗太郡畜産組合	栗太郡 草津町	栗太郡	大正七年三月	役肉用牛ノ飼育者
愛知	愛知郡畜産組合	愛知郡 愛知川町	愛知郡	大正八年六月	同上
蒲生	蒲生郡畜産組合	蒲生郡 八幡町	蒲生郡	大正十三年四月	役肉用牛及豚ノ飼育者
甲賀	甲賀郡畜産組合	甲賀郡 水口町	甲賀郡	大正十四年三月	役肉用牛ノ飼育者

組合事業概要

滋賀郡畜産組合は生産者四十一名飼育者一千六百七十六名組合有種牡牛和種一頭を設置し郡内伊香立村附近の適當の地方に蕃殖を営ましめ其生産數は僅少なるとも血統登録健康検査

衛生治療牛の共同購買販賣其他改良増殖に必要な諸般の事業を經營す
野洲郡畜産組合は飼育者總數一千九百十二名にして市場を經營し賣買の改良を計り畜牛の
共濟衛生治療購入斡旋等専ら飼牛の保護増加に貢献すべき事業を行ふ

栗太郡畜産組合は飼育者總數三千六百二十八名にして現今草津及瀬田市場を經營し賣買の
改良を計り組合員中の共同購入及販賣衛生治療保護共濟事業等専ら牛の増殖改良に力を用
ゆ

高島郡畜産組合は從來同郡朽木村産牛組合の區域擴張したるものにして朽木村には種牡牛
二頭を配置し生産を行ひ他の地區に於ては専ら飼育改良及飼養増殖に努め畜牛共同購入貸
付等に依り組合事業漸次發展し組合員數一千七十六名に達せり

愛知神崎畜産組合は大正八年の設立にして兩郡合併以來八日市町の外更に西押立村に家畜
市場を經營し賣買交換の便を計ると共に牛の利用普及に力を盡し一般の増殖事業を行ふこ
と他の組合と同じく目下組合員數一千六百五十名に上れり

乳牛畜産組合は乳用牛を飼育蕃殖し及び搾乳を營むものを以て組織し組合員九十名乳牛頭
數七百頭牛乳販賣の共同一致牛乳の衛生改善並乳用牛の改良を計るを目的とす現今ホルス
タイン種を専用し能力の増進に努め純粹種牡牛四頭の貸下の外數頭の優良種を繋留し専ら
組合種牡牛の充實を行へり

蒲生郡畜産組合は大正十三年四月創立にして組合員三千八百餘名あり湖東常設家畜市場を
經營し専ら畜牛の肥育及畜力利用により増殖を奨励せり

甲賀郡畜産組合大正十四年三月設立にして組合員三千餘名を有し貴生川常設家畜市場を經
營し小原村に種牡牛を配置し蕃殖を行ひ他の地方に對しては畜力の利用並育成肥育を奨励
せり

畜牛の飼育狀況

縣下畜牛の最近大正十四年末現在數は一萬九千六百八十八頭にして年々増殖の狀況を現はし
之れを前年に比較するときは六百餘頭の増加を見る其の増加したる數の主なるものは内國
種にして則ち役肉用牛に屬するものとす

近來農家に飼養したる雜種牛中の乳用に屬するものは漸次減少して内國種に變換しつつあ
るは之れ乳用牛は育成のみにては割合に其利益尠なきに依るなるべし從來農家に於ける乳
用牛飼育者は其多くは搾乳場に於て産出したる仔牛を受托し若干期間育成の後種付を行ひ
其分娩期に至り之れを元の搾乳場に返戻して若干の利金を得或は飼育費を得て終始交換し
或は最初より犢を購入して分娩期に至り賣却するにあるも近來仔牛育成の當時に豫期した
る價額を得る能はず且つ豫定の年齢に於て分娩せしむる能はざるを以て自然双方共に乳牛

育成の利益尠なく漸次飼育を廢するに至りたるものゝ如し故に之れが救済策として大正十四年初めて甲賀郡大原村に産業組合法に依る乳牛生産販賣利用組合を設置せしめ共同搾乳場を設備し牛乳の搾取販賣並にバター製造等乳汁利用の途を講じ以て乳牛飼育を合理的ならしめ之れが普及發達に努めたり

乳用牛の育成に反して役肉用牛の飼育は一定の期間使役を爲さざるべからず之れ牛の個體に對する自然の運動となるのみならず冬期其他の閑散時期に於ける舍内飼育も乳牛の如き損失を來すこと尠なく管理極めて簡便にして諸般勞力の補給厩肥の利用は直接に農事上の利便を與へ育成後の賣買交換使役後に於ける肥育牛としての搬出等一も時期の問題を醸すことなく年齢の少壯老幼に依り隨時に飼育地を轉換することを得べし其飼養上に於ける諸般の點に於て利便あるは自然此の用途牛の増殖を來すべき所以にして近年の如き育成肥育共に相當の利潤を收むることを得るに至つては其飼養に於て最も安全なる飼牛方法と言はざるべからず况んや他方に於て農事改良の資力を供給するの利亦大なるに於てをや蓋し役用牛の増殖は獨り畜産關係のみならず其利益の因つて生ずるところ廣汎なるを以て本縣の事情に於ては之れを農事上より見るも又肉牛生産の點より考ふるも大體に於ては役肉用牛の増殖を計り以て國家經濟の要求に策應すべき資源を造出するを得策とすべき乎左に牛數を掲げ飼育消長の狀況を示す

牛 數

年 別	内 國		外 國		計 種		合 計	
	牝	牡	牝	牡	牝	牡	牝	牡
大正十四年							一六、五〇三	二、六六五
大正十三年							一五、八四六	二、七二一
大正十二年							一五、九六八	二、七一九
大正十一年							一五、八四五	二、八〇〇
大正十年	一三、五二二	二、五三八	一六、〇五〇	一、八七一	一三、五	一、三二	一六、三三二	三、一六四
大正九年	一三、三五一	二、六八七	一六、〇三八	二、一六三	一三、五	一、三二	一六、三三二	三、一六四
大正八年	一三、二六九	二、五九八	一五、八六七	二、三三三	一三、五	一、三二	一六、三三二	三、一六四
大正七年	一三、三三一	二、四三三	一五、七六六	二、一八一	一三、五	一、三二	一六、三三二	三、一六四
大正六年	一三、四八一	二、四三三	一五、八九四	二、一〇八	一三、五	一、三二	一六、三三二	三、一六四
大正五年	一三、二四九	二、四〇三	一五、六五二	二、三五六	一三、五	一、三二	一六、三三二	三、一六四
大正四年	一三、四六九	二、五六六	一六、〇三五	二、〇五八	一三、五	一、三二	一六、三三二	三、一六四
大正三年	一三、二六〇	二、六六七	一五、九二七	二、〇一七	一三、五	一、三二	一六、三三二	三、一六四
大正二年	一三、一九四	二、四六〇	一五、六五四	二、〇一七	一三、五	一、三二	一六、三三二	三、一六四
大正元年	一三、七〇一	二、五六七	一五、二六八	二、二二六	一三、五	一、三二	一六、三三二	三、一六四

明治四十年	二、八〇二	二、一五六	三、九九九	一、二六一	二五六	二、五九九	六	三	二九三、一六八	二、四四九	一五、六二七
明治三十五年									三、一三三	二、七〇七	一五、八七九
明治三十年									二、八二一	二、八九九	一四、七二〇
明治二十五年									二、〇四三	二、四七五	一四、五二七
明治二十年									一〇、一〇八	三、二八三	一三、三九一
明治十六年									二、九九九	三、三三五	一六、二六四

前記の現在牛数を郡市別にすれば左の如し

郡市別畜牛現在頭數

大正十四年末

郡市別	頭數		計	郡市別	頭數		計
	牝	牡			牝	牡	
大津市	一九	三六	四七	愛知郡	一、一五三	三〇	一、一七三
滋賀郡	五七三	一、一九三	一、七六六	犬上郡	三三三	一六三	四七五
栗太郡	三、五〇八	三三六	三、八四四	阪田郡	二五二	一四八	三九九
野洲郡	二、〇六一	二	二、〇六三	東淺井郡	一九三	四三	二三七
甲賀郡	三、〇五一	九七	三、一四八	伊香郡	一六九	三三	二〇二
蒲生郡	三、九三四	六〇	三、九八四	高島郡	七五八	五三	八一一
神崎郡	五三四	六	五四〇	總計	一六、五〇三	二、六六五	一九、一六八

畜牛の生産状況

牛の生産は内國種則ち役肉用牛と雜種及外國種則ち乳用牛とに區別すべく役肉用牛の生産は僅に二百頭にして之れを數年前に比するときは漸次減少したるものとす蓋し本縣は古來牛の蕃殖は一般に行はれず曾て各地に種牝牛を配置し産犢經營を施したることありしも短期飼育交換の習慣は此の事業を容るゝこと能はず漸く滋賀高島甲賀東淺井伊香の郡内一局部に於ける比較的長期飼育の飼牛地に僅少の蕃殖を爲すに至れり現今之れ等の郡に於て種牝牛を設置し蕃殖の持續を計り爲に近來良犢を産し相當の價額を有するに至れり目下縣有種牝牛の貸下及び國有種牝牛の貸付を受け高島甲賀東淺井伊香の四郡に配置し改良蕃殖の發達を圖れり

乳用牛は從來農家に飼養するものは其の分娩期に至り搾乳業者に販出するにあり故に牛乳場と農家とは唇齒の關係を有するも乳用牛の蕃殖は一方に乳製業の發達を必要とし然らざれば其數は他方面に向つて販出せられざるべからず本縣は十年前までは良乳牛は殆ど石川福井其他京都方面より多數移入したるものなるも乳牛蕃殖改良の必要上縣に於て外國種の優良「ホルスタイン」種を購入し之れを各郡に配置して改良を計りたる結果大に舊來の面目を改め他地方より移入を防遏し京都大阪方面に向つて乳牛供給を爲すに至れり而して

現今の産犢四百頭は過半縣有種牡牛の血統を有するにあるものとす蓋し乳用牛蕃殖數の較や減少したるは之れ全く改良の結果にして各個體能力の増進に於て著しき効力を現はしたるにあるものとす

種牡牛及生産數

年別	種牡牛數		生産數	
	内國	外國	内國	外國
大正十四年	六	二	一〇六	一〇六
大正十三年	四	八	一〇六	一〇六
大正十二年	四	八	一〇六	一〇六
大正十一年	六	三	一〇六	一〇六
大正十年	七	三	一〇六	一〇六
大正九年	四	三	一〇六	一〇六
大正八年	三	三	一〇六	一〇六
大正七年	三	三	一〇六	一〇六
大正六年	二	三	一〇六	一〇六
大正五年	二	三	一〇六	一〇六
計	四七	二〇	一〇六	一〇六

年別	種牡牛數		生産數	
	内國	外國	内國	外國
大正四年	三	三	一〇六	一〇六
大正三年	三	三	一〇六	一〇六
大正二年	三	三	一〇六	一〇六
大正元年	三	三	一〇六	一〇六
明治四十四年	三	三	一〇六	一〇六
明治四十二年	三	三	一〇六	一〇六
明治四十一年	三	三	一〇六	一〇六
明治四十年	三	三	一〇六	一〇六
明治三十五年	三	三	一〇六	一〇六
明治三十年	三	三	一〇六	一〇六
明治二十五年	三	三	一〇六	一〇六
明治二十年	三	三	一〇六	一〇六
計	四七	二〇	一〇六	一〇六

前記の種牡牛と生産狀態を郡市別に區分すれば左の如し

郡市別種牡牛及生産數

大正十四年

郡市別	種別		計	種別	計	種別	計
	内國	外國					
大津市	1		1	1		1	1
滋賀郡							
栗太郡							
野洲郡							
甲賀郡							
蒲生郡							
神崎郡							
愛知郡							
犬上郡							
東浅井郡							
伊香郡							
高島郡							
總計	52	1	53	52	1	53	53

畜牛移出入の状況

縣下に飼養する役肉用牛は生産育成に屬するもの極めて稀にして殆んど移入に依るものにして若干期間飼養の後再び役用又は肉用として移出せらるゝを以て大體の順序とす然れども中には役牛の如きは壯齡の時代に於て同一の用途を以て移出せらるゝもの少なしとせず然るに又既に役牛として移出したるものは更に役用として逆移入するものあり即ち縣内の役牛は肉用時代に至るまで全く縣内にて飼育せられたるものと其中間に於て一旦縣外に出で飼養せられたるものとの二種の經路を取りたる後純然たる肥育を施し以て肉牛として移出するに至るものとす最近大正十四年末の調査に依るに縣外移入一萬二千五百頭之れに對する移出數八千八百頭にして之れを數年間の狀況に對照するときは漸次増加の趨勢を示したるものとす唯前年の移出少なきは牛價の高きと二、三年來價額の變動に基き移入數の少なきに依るものとす

畜牛移出入數

大正十四年

郡市別	種別		計	種別	計
	鐵道ニ依ルモノ	陸路ニ依ルモノ			
大津市	101		101	573	573
滋賀郡				46	46
栗太郡	150	57	207	1,465	206
總計	251	57	308	2,084	725

郡	大正六年	大正七年	大正八年	大正九年	大正十年	大正十一年	大正十二年	總計
野洲郡								九、九六
甲賀郡								一、三三三
蒲生郡								三、七七一
神崎郡								一、四九九
愛知郡								三、七七一
犬上郡								一、二二〇
東海郡								四〇三
伊香郡								一一
高島郡								一一
總計								一、八三〇

大正五年 大正四年 大正三年 大正二年

本調査は大正二年より行ひたるものにして其鐵道に依るものは移出は多く肉牛として東京方面に仕向け移入は中國地方を主とする役牛にあるものとす陸路に依るものは移出は役牛にして三重縣地方と主とし移入は京都方面を主とす左に地方別出入數を示す

地方別輸出入數

大正十三年

地方	移入	移出
京都	二、五〇四	二、四二七
兵庫	三、五五五	四〇三
大阪	二、九九九	六五
東京	八、六三	
神奈川	一、九三	二、二六二
三重	四八三	二、五〇四
鳥取	一、二〇六	八
岡山	三三	三三
愛知	五八五	四〇
福井	四三	一一三
岐阜	一〇〇	三二
廣島	五	四三
石川	六	二五五
其他	一、六四一	一四、七六四
合計	二、八〇九	九、〇八二

郡市別縣外移入頭數

大正十三年

甲	郡洲野	郡太栗	郡
同同同貴 同同生 同川	計同野 洲	計同手守同同同草 原山津 驛	計
京廣長大 都島野阪 府縣縣府	兵大 庫阪 縣府	岡同大島廣岡大 山阪取島山阪 縣府縣縣府	
三 七 六	一、 二 九 六	一、 四 六 六	七 四 四
同役乳役 用用用		同同同同同同役 用用用用用用	
石結三北 部河雲柚 町村村村		大瀬治 石田田 村村村	仰 木 村
大 阪 府	同 同 三 重 縣	同 京 都 府	兵 庫 縣
一 五 〇	三 五 〇	三 六	四 八
同同役肉 同同用用		同同役 同同用用	同

賀滋	市津大	郡市別
同石 山 驛	計同同同同同同同同同 同同同同同同同同同	移入 鐵 道 名 場
大 阪 府	兵 庫 縣	岡 山 縣
二 五	三 三 三	三 六 三
	同同役同同同同同同同 同同用用用用用用用	肉 用
和阪滋膳石 通本賀所山 村村村町村		移入 路 名
福 井 縣	同 同 同 京 都 府	移入 先 地 名
一 〇 〇	三 三 三	一 〇 四
同同同同 同同同同		同 同 同 役 用

郡 上 大	郡 知 愛	郡 崎 神
同 同 同 河 同 彦 同 同 豐	計 愛 同 同 稻	計 同 八
瀨 根 郷	知 川 枝	日 市
朝 兵 三 京 愛 岐 愛 石 岐	福 京 兵 岡	福 京
庫 重 都 知 阜 知 川 阜	井 都 庫 山	井 都
鮮 縣 縣 府 縣 縣 縣 縣	縣 府 縣 縣	縣 府
二 五 五 一〇 四 三 七 三 四	一、三〇 七 一〇〇 七〇 二七〇	五 六 五
同 同 同 同 同 同 同 乳	役 同 同 役	同 役
	用 用 肉 用	用
河 豐 西 東 久 多		同 八
瀨 郷 甲 甲 德 賀		計 日
村 村 村 村 村 村		市
同 同 同 同 同 京		岐 京
		阜 都
		縣 府
一 六 五 三〇 三 一 三		六 三 六
同 同 同 同 同 役		同 役
		用 用

郡 生 蒲	郡 賀
同 日 同 機 同 同 同 同 同 近	計 同 同 同 水 三 同
野 川	口 雲
京 岡 京 三 朝 香 鳥 岡 京 兵	岡 兵 京 靜 大 兵
都 山 都 重 川 取 山 都 庫	山 庫 都 岡 阪 庫
府 縣 府 縣 鮮 縣 縣 縣 府 縣	縣 縣 府 縣 府 縣
三、六八 二二 三五〇 五〇〇 二五 三 四 三 二〇八 五九 一、七九	一、三四 三 六 五 五 三
同 同 同 同 同 同 同 同 同 役	同 役 肉 同 同 同
	用 用 用 用 用
苗 市 邊 村 村	多 下 田 羅 尾 村 村
京 三 都 重 府 縣	同 兵 庫 縣
六 八 六	三 三 三
同 同 同 同 同 同 同 同 同 役	同 同 同 同 同 肉
	用 用 用 用 用

種	和種		雜種
	牝	牝	
合計	牝	牝	牝
△	△	△	△
一九、三九	一八、五三	一八、五三	一八、五三
二、二五〇	一〇、四八七	一〇、四八七	一〇、四八七
二、五五六	二、三六四	二、三六四	二、三六四
三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三
四、八八五	四、八八五	四、八八五	四、八八五
五、五〇〇	五、五〇〇	五、五〇〇	五、五〇〇
三、三三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三
二、二五〇	二、二五〇	二、二五〇	二、二五〇
一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇	一、八〇〇
二、二五〇	二、二五〇	二、二五〇	二、二五〇
四、九三三	四、九三三	四、九三三	四、九三三

備考 △印ヲ付シタルハ朝鮮牛トス

家畜市場成績 其二

市場名	入場頭數	賣買頭數	總賣價格	最高價	最低價	平均價	交換頭數
甲賀	四、三六	二、三〇九	四九六、〇四八	五五〇	三〇	二二四、〇〇〇	四、五〇
野洲	四、三八	三、〇三三	六三三、九六九	三二〇	四〇	二〇五、〇〇〇	六、三三
湖東	一、八四六	一、五四四	三五四、八七四	四二五	一三〇	三九、〇〇〇	二、八〇
瀬田	五、三五	四、五五	九七、九〇〇	三三五	三三	二二五、〇〇〇	二、八〇
草津	三、四八一	四、五五	二九、六七三	三九〇	二七	二〇〇、〇〇〇	二、八五
八日市	一、七九七	一、一五三	二九八、四六七	五二〇	一三〇	二五八、〇〇〇	二、八〇

家畜市場月別成績 其三

月別	入場頭數	賣買頭數	總賣價格	最高價	最低價	平均價	交換頭數
一月	二、九四三	一、〇四三	三三九、八六〇	四七〇	六五	三六八、三〇〇	一、四三
二月	二、五三三	一、三六四	二九四、三〇〇	五五〇	三〇	二二五、八〇〇	五、〇〇
三月	一、七八三	九四〇	二四〇、七〇〇	四二〇	九〇	二五六、〇〇〇	四、四〇
四月	一、二七四	八二九	二〇〇、四六〇	四六五	九〇	二四一、七〇〇	二、八〇
五月	四、四八	三、五五	七五、六四〇	四一〇	七五	二二五、〇〇〇	五、七〇
六月	五、〇九	三、三二	七一、九一〇	三三〇	五〇	二二五、〇〇〇	一、二〇
七月	九、七九	五、五九	一一、七八〇	四三〇	五五	一〇一、七〇〇	四、三〇
八月	一、八七六	一、三九九	二七三、九三〇	四三〇	三〇	二〇〇、九〇〇	一、七〇
九月	二、六九九	一、六六三	三三二、五七〇	四〇五	四八	一九九、〇〇〇	七、五〇

同元	同二年	同三年	同四年	同五年	同六年	同七年	同八年	同九年	同十年	同十一年	同十二年	大正十三年	計	十一月	十二月	十一月
二〇,四三〇	一八,二四九	一八,三六六	二二,三三七	二四,一〇一	二〇,九五三	二〇,九五三	三三,一五四	三三,一五四	三三,一五四	三三,一五四	三三,一五四	三三,一五四	一九,三三九	一,二二五	一,二二五	一,二二五
一四,三六六	一三,九〇七	一三,一三三	一四,八八〇	一七,四一〇	一七,四一〇	一七,四一〇	二二,七七八	二二,七七八	二二,七七八	二二,七七八	二二,七七八	二二,七七八	二二,七七八	二,二五〇	二,二五〇	二,二五〇
一〇,三三三	一〇,三三三	一〇,三三三	一〇,三三三	一〇,三三三	一〇,三三三	一〇,三三三	二二,九四四	二二,九四四	二二,九四四	二二,九四四	二二,九四四	二二,九四四	二二,九四四	二,一八七	二,一八七	二,一八七
一八,五	二二	二五〇	一九五	二二五	一九五	二二五	四一〇	四一〇	四一〇	四一〇	四一〇	四一〇	四一〇	四〇〇	四〇〇	四〇〇
五	五	五	七	八	八	八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	一八	三	三	三
七二八〇	七九三〇〇	七九五八七	八三二二五	八三二二五	八三二二五	八三二二五	一五九六二〇	一五九六二〇	一五九六二〇	一五九六二〇	一五九六二〇	一五九六二〇	一五九六二〇	二,〇一一	二,〇一一	二,〇一一
一,七九四	二,〇一一	二,〇一一	三,二七七	三,二七七	三,二七七	三,二七七	三,九〇九	三,九〇九	三,九〇九	三,九〇九	三,九〇九	三,九〇九	三,九〇九	四,〇	四,〇	四,〇

三三三

家畜市場成績 (馬匹)

大正十四年

種類	性	年齡	入場頭數	賣買頭數	價格	最高	最低	平均	均	交換
雜種	牡	三歲以上	八	七	八七五	三五〇	四三	二五〇〇〇	二五〇〇〇	
和種	牡	三歲以上	四	一	七〇	三五〇	七〇	七〇〇〇〇	七〇〇〇〇	
計	牡	三歲以上	一二	八	九四五	三五〇	四三	二五〇〇〇	二五〇〇〇	
大正十三年			九八	四二	七,四〇五	三六〇	五五	一八〇六〇〇	一八〇六〇〇	四二
同十二年			一〇五	四三	一一,八五五			二六三〇〇〇	二六三〇〇〇	三七
同十一年			一三八	六〇	一一,四九一	四四五	四二	一九二〇〇〇	一九二〇〇〇	三四
同十年			一八〇	一三	二九,七三八	五七〇	五〇	二六〇〇〇〇	二六〇〇〇〇	三五
同九年			二五一	二五	三三,八九八	四二〇	三〇	二二八六九〇	二二八六九〇	五八

三三三

同	同	同	同	同	同	同	同	同	同
元	二	三	四	五	六	七	八		
年	年	年	年	年	年	年	年		
五三	五六	四九	二六〇	三〇三	一九四	一九四	二三八		
二九七	三二五	二九〇	一九〇	二九九	一五〇	一五〇	一七六		
二六、七二六	一七、〇〇八	一五、一八六	八、八八〇	一四、〇八〇	一六、〇五七	一六、〇五七	二九、一八〇		
二二〇	一八〇	一四五	二二〇	二二五	二四〇	二四〇	五〇〇		
二五	一〇	一五	七	一五	二八	二八	三〇		
六〇、五二〇	五四、〇〇〇	五三、三六六	四六、七四一	五八、九一一	一〇七、〇四五	一〇七、〇四五	一六四、〇〇〇		
六三	九三	一三〇	一一二	四九	三八	三八	一八		

市場沿革概要

常設草津市場 明治四十三年野洲郡及栗太郡の牛馬商組合に於て始めて創設したるものにして大正二年九月草津町有志相謀り之れを買収して株式會社を組織し大正八年三月栗太郡畜産組合の經營するところとなれり本市場は主として當歳及二歳牛の取引をなし播但地方よりの移入牛を收容し年々發達の域に進みつゝあり

常設瀬田市場 從來地方牛馬商に於て設立せしも大正八年四月組合の經營に移り同市場は主として成熟牝の取引を爲し附近より優良の役肉牛を販出す

常設野洲市場 明治三十三年二月の創設にして舊來守山町及篠原村に牛馬宿あり篠原村の牛馬宿舎主許可を受けて開設し大正元年篠原市場を廢止し野洲町大字市三宅に株式組織を以て設立し大正六年七月更に該會社を解散すると同時に現在の畜産組合に移したるものとす本市場は主として三歳内外の牝牝牛の取引を爲し縣内飼育牛の主要なる取引場とす其業務は漸次發達するを見る

常設八日市市場 本市場は百餘年前より村上源藏なるもの八日市に於て牛馬市場を營み來りしが明治四十三年家畜市場法の發布の爲め今代村上磯吉外一名と共に新たに市場を設立し現今に及びたるものとす本市場は附近牛馬商の取引場として主として成牝牛の取扱を爲し相當に業務の繁盛なるを見る

常設北柚市場 本市場は明治四十三年家畜市場法發布の當時賣買改良の目的を以て株式會社として創立したるものにして本郡は古來水口町及三雲村に家畜市場を設置しあり又郡内は古來官設牧場の存在したる處にして飼牛多く且つ伊賀伊勢を控へ役肉牛の移出入の關門を爲し關西及近江線の連絡に依り其取引は縣内有望地位にあり隨て業務の隆盛なるを見る

常設湖東市場 本市場は明治四十年牛馬商組合に依り設立したるものなるも其起因は古來苗村朝日野村鏡山村甲賀郡下田村其他の附近を區域として市場を開きたるものとす明治

四十三年株式に変更し現在の苗村に設立するに至れり取引は主として肥育牛にして京濱地方に移出するものは殆んど此附近より搬入せられ縣内肉用牛集散の中心をなす状況にあり愛知神崎畜産組合常設家畜市場は大正十年十一月愛知郡西押立村に設立し役肉牛を主とし牛馬の賣買を行ふ之れ兩郡組合の合併に依り更に開設したるものとす

定期木之本市場 本市場は其起源は數百年前にありて勘定市と稱し各府縣より大小の牛馬商集中して一箇年間の精算を爲すにありと云ふ大正三年三月定期市場に改稱し毎年八月及十一月の二期に開場し開場期日十日間は町内一體は繁榮を致し數百の牛馬集合し民家の多く宿泊所となる縣下各市場中最古の歴史を有し現今牛馬共に盛大の取引行はるゝを見る

馬匹飼育の状況

縣下馬匹の最近大正十年末現在數は一千〇二十九頭にして年々減少の状況を現はせり蓋し馬匹の減少は之れを畜牛に比して經濟收支上の關係に依り自然飼牛に移動するものならんか

馬匹飼養の主なる地方は高島郡栗太郡及愛知郡にして主として役用に充當せられ乘馬用のものは極めて少なく隨て其種類に於ても鞍駄を主とす凡そ農家に飼養する馬匹は國防の關係あるを以て悅悻の種類よりも重強の種類を得策とするは勿論なれば其役務の性質及土地

の状況に依り鞍用種の適當なるものに依つて安全の策を講せざるべからず左に年次の馬匹飼養數を掲ぐ

馬 數

年 別	内 國		外 國		合 計	
	牝	牡	牝	牡	牝	牡
大正十四年	八	二七五	二	七	一〇	一,〇八二
同 十三年	四	三〇七	二	一七	一八	一,〇三〇
同 十二年	八	二九四	二	一〇	一〇	一,〇一〇
同 十一年	九	二四一	一	六	一〇	一,〇一〇
同 十年	三三	二二〇	三	七	一三	一,〇〇一
同 九年	三三	一九三	一	五	四	一,〇〇九
同 八年	四〇	一五三	一	二	三	一,〇〇〇
同 七年	三三	一五七	二	九	四	一,〇〇〇
同 六年	三三	一八一	二	三	四	一,〇〇〇
同 五年	三三	七〇六	一	二	三	一,〇〇〇
同 四年	五	八三七	一	一	二	一,〇〇〇
同 三年	一〇	八八三	二	二	四	一,〇〇〇

種牡馬及生産數

郡市別	種別		計
	北	内	
大津市	1	8	9
滋賀郡	1	105	106
栗太郡	3	100	103
野洲郡	3	36	39
甲賀郡	3	36	39
蒲生郡	1	19	20
神崎郡	1	19	20
愛知郡	1	19	20
大田郡	1	19	20
阪上郡	1	19	20
東淺井郡	1	19	20
伊香郡	1	19	20
高島郡	1	19	20
總計	26	760	786

郡市別馬數

年	同十六年	同二十年	同二十五年	同三十年	同三十五年	同三十六年	同三十七年	同三十八年	同三十九年	同四十年	同四十一年	同四十二年	同四十二年	明治四十四年	同元	同二年
北																
内																
種																
雜																
計																
外																
國																
種																
計																
合																
計																

大正十四年

年別	種別	內國種	雜種	外國種	合計
大正十四年	牛	11	1	0	12
同 十三年	牛	11	1	0	12
同 十二年	牛	11	1	0	12
同 十一年	牛	11	1	0	12
同 十年	牛	11	1	0	12
同 九年	牛	11	1	0	12
同 八年	牛	11	1	0	12
同 七年	牛	11	1	0	12
同 六年	牛	11	1	0	12
同 五年	牛	11	1	0	12
同 四年	牛	11	1	0	12
同 三年	牛	11	1	0	12
同 二年	牛	11	1	0	12
同 一年	牛	11	1	0	12
合計	牛	11	1	0	12

豚の生産

年別	種別	內國種	雜種	外國種	合計
同 十四年	猪	1	1	0	2
同 十三年	猪	1	1	0	2
同 十二年	猪	1	1	0	2
同 十一年	猪	1	1	0	2
同 十年	猪	1	1	0	2
同 九年	猪	1	1	0	2
同 八年	猪	1	1	0	2
同 七年	猪	1	1	0	2
同 六年	猪	1	1	0	2
同 五年	猪	1	1	0	2
同 四年	猪	1	1	0	2
同 三年	猪	1	1	0	2
同 二年	猪	1	1	0	2
同 一年	猪	1	1	0	2
合計	猪	1	1	0	2

年別	種別	內國種	雜種	外國種	合計
大正十四年	牛	1	1	0	2
同 十三年	牛	1	1	0	2
同 十二年	牛	1	1	0	2
同 十一年	牛	1	1	0	2
同 十年	牛	1	1	0	2
同 九年	牛	1	1	0	2
同 八年	牛	1	1	0	2
同 七年	牛	1	1	0	2
同 六年	牛	1	1	0	2
同 五年	牛	1	1	0	2
同 四年	牛	1	1	0	2
同 三年	牛	1	1	0	2
同 二年	牛	1	1	0	2
同 一年	牛	1	1	0	2
合計	牛	1	1	0	2

緬羊之生産

年別	種別	國內		外國		合計	
		牝	計	牝	計	牝	計
大正十四年							
同十三年							
同十二年							
同十一年							
同十年							

年別	種別	飼養戸數		成禽		價格		個數		價格	
		成	雛	成	雛	成	雛	成	雛	成	雛
大正十四年		五〇,五三三	二二,三七九	一九六,〇四五	五六八,九六一	二五,三九八,八九〇	一,三三七,〇七七				
同十三年		五,五六四	二二,八九一	三三七,四四〇	六〇〇,八九五	三三,八六六,二五五	一,二七四,六七四				
同十二年		四八,六八〇	一九八,七二二	二六二,八八四	五三四,〇四五	二,一九一,四二五	一,九五,五三三				
同十一年		四六,八二六	一八四,〇五七	三三〇,三四六	五九一,五〇三	一九,一七五,〇九七	一,一五二,三三九				
同十年		三九,六八二	一三五,四五五	二〇六,〇八七	四〇三,八九二	一四,六八七,三三五	八八一,三九五				

家禽數

年別	種別	飼育戸數		成禽		雛		價格		個數		價格	
		成	雛	成	雛	成	雛	成	雛	成	雛	成	雛
同九年		三六,二二八	一六,三七九	一五〇,八五八	三四九,四一〇	二二,七五二,五〇四	八四六,二四七						
同八年		三六,〇九五	一三,〇五一	一七二,〇九八	三〇四,一〇二	二二,九八六,四三五	六七八,一一八						
同七年		三七,八七四	一三〇,〇〇〇	一九一,八五一	二二四,八三〇	一四,三〇三,二五五	四六一,五八三						
同六年		三九,三三八	一四一,四七八	二三五,四八一	一八五,一五五	一五,八七〇,九三〇	四四一,二二八						
同五年		三六,〇〇〇	一三六,九九七	一七四,二四五	一四六,五四六	四,六七九,〇六〇	一一二,四二四						
同四年		三三,三二九	一〇九,一六九	一六四,三〇八	一〇〇,九四五	六,五二二,六六一	一六九,二二〇						
同三年		三三,三七三	一〇七,六四九	一六二,七五四	一〇五,五九三	五,九一六,六二〇	一六三,二四〇						
同二年		三三,三五六	一〇七,〇〇四	一七〇,八五五	一〇二,九五六	五,九九三,一六八	一五五,四九九						
同元年		二五,五九〇	一六六,八六二	一六八,九九八	九九,三二五	六,一七八,三三四	一五〇,一九九						
明治四十年		二八,三九三	一六六,九六五	一八八,六〇三	九七,三〇〇	五,五五八,九三四	一一六,〇二五						
同三十六年		一	二,四〇六		一,三五四	四九,三六二	八八四						

年別	種別	飼育戸數		成禽		雛		價格		個數		價格	
		成	雛	成	雛	成	雛	成	雛	成	雛	成	雛
大正十四年		六五六	二,七九五	四,八二七	六,六一五	一六四,二五〇	八,四九七						
同十三年		一,〇〇六	二,六〇〇	九,〇六六	八,四〇三	一五七,三二五	八,二九一						

家禽數

年別	種別	飼養戶數	成禽	雞	鴨	鵝	鶩	計	價	個	數	價	格
明治	四十	元	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
九	五	八	七	六	五	四	三	二	一	〇	〇	〇	〇
九	九	七	八	六	五	四	三	二	一	〇	〇	〇	〇
九	六	七	八	九	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
九	五	六	七	八	九	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
九	四	五	六	七	八	九	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
九	三	四	五	六	七	八	九	〇	〇	〇	〇	〇	〇
九	二	三	四	五	六	七	八	九	〇	〇	〇	〇	〇
九	一	二	三	四	五	六	七	八	九	〇	〇	〇	〇
九	〇	一	二	三	四	五	六	七	八	九	〇	〇	〇
九	〇	〇	一	二	三	四	五	六	七	八	九	〇	〇
九	〇	〇	〇	一	二	三	四	五	六	七	八	九	〇
九	〇	〇	〇	〇	一	二	三	四	五	六	七	八	九

年別 種別 飼養戶數 成禽 雞 鴨 鵝 鶩 計 價 個 數 價 格

年	種	飼養戶數	成禽	雞	鴨	鵝	鶩	計	價	個	數	價	格
大正	十四	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
十	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
三	二	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
年	二	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
年	一	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
年	〇	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
年	〇	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
年	〇	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
年	〇	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
年	〇	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
年	〇	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三

郡市別家禽雌雄別

大正十四年六月現在

郡市	飼養戶數	雌	雄	雞	鴨	鵝	鶩	計	價	個	數	價	格
滋賀	三,九二二	一四,七三五	二,八四三	三三,一七三	三九,七五〇	四五,三八八	一,七七二,八〇五	九九,〇四八	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇
栗太	五,〇九九	一六,三七二	三,八五三	二六,九六七	四七,〇九〇	五一,五三九	二,〇三三,七八〇	一〇一,三八一	三〇	三〇	三〇	三〇	三〇

野洲	甲賀	蒲生	神崎	愛知	犬上	阪田	東井	伊香	高島	總計
四、五八一	六、八〇〇	七、七五六	二、八三三	四、四三三	四、一七八	三、三四三	一、五九九	一、一四九	四、〇五六	五〇、五三三
一七、三六二	三三、八五八	三三、七三二	二二、九二八	一四、六九八	一五、八三三	一三、五〇二	八、〇三三	四、〇〇九	二二、八四一	一九一、二五二
三、〇七三	五、一八四	六、〇三三	二、二八八	三、二六二	三、二六四	二、九五五	三、三二一	九三三	二、九七六	四〇、二二七
二四、四四四	三三、七五三	三六、二三五	一五、七八七	三、二二七	三、〇四五	三、八三三	一、五四七	八、八九二	二四、〇七四	二九六、〇四五
四四、八九九	六六、七九四	七三、九九八	三三、〇三三	四〇、〇八七	五〇、〇四二	四四、九五五	二二、八七一	一三、八三三	三九、八九一	五三七、四四四
四七、二二五	七二、二七五	七九、三二七	三三、五九六	四二、三六五	五〇、六四五	四七、六八八	二八、三六六	一六、二四四	四〇、二六五	五六八、九六一
二、二八九、二八〇	三、三四四、四九五	四、三九二、七七五	一、七三六、六七〇	一、九〇七、二二五	二、一六二、二六〇	一、九三八、五一五	五七二、七三五	五三三、五六〇	一、五八七、〇〇〇	二五、三九八、八九〇
一六、九九一	一六七、四三〇	二九、一四七	九九、四三三	九九、七七二	二〇〇、〇二五	二二、六五八	五九、九八九	三五、〇四四	六、二八〇	一、三三七、〇七七

屠畜状況

縣下に於ける屠場は公設五、私設一にして一箇年の屠殺数は牛約四千三百頭馬約九百頭豚二百頭とす牛に就て之れを各屠場別とすれば最多數を屠殺するは二千頭内外最少數二百頭内外にして武佐、大津、日枝、北柚、今津、息郷の順とし息郷に於ては専ら馬のみを屠殺し而して之等の屠畜は縣内の外丹波、丹後、但馬、美濃、越前、加賀等より供給せられ屠

肉として縣内の外東京、敦賀、京都、大阪、神戸等に移出せり
 屠畜數
 大正十四年

種別	大津		北柚		武佐		日枝		息郷		今津		計	生體量	價格
	計	牝	計	牝	計	牝	計	牝	計	牝	計	牝			
牛	三、四三三	一、〇一九	二、五〇四	七三七	一、九八四	二、〇〇〇	六六五	四一	二六	三、二八五	一、〇九九	一、〇九二	一、〇九二	一、〇九五、一七四	六四九、一四五
馬	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一、〇三九、八一九	一八七、〇一〇
猪	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	一、四八四、九九三	八三六、一五五
計	三、四三三	一、〇一九	二、五〇四	七三七	一、九八四	二、〇〇〇	六六五	四一	二六	三、二八五	一、〇九九	一、〇九二	一、〇九二	一、〇九五、一七四	六四九、一四五

綿羊、山羊ノ屠殺數ナシ

畜牛結核病検査状況

畜牛結核病検査は明治三十六年始めて之れを實施せられ爾來年を閲すること二十年其間に於ける検査總頭數延二萬八千八百九十八頭に於て内疑症牛四百九十五頭輕症牛九百二十頭重症牛二十二頭を出したり検査の成績逐年好結果を呈し當初検査頭數百頭中疑症牛一、七八五輕症牛一四、六八六重症牛〇、六一二を出したるも十年後の大正元年には疑症牛一、三三三輕症牛〇、一六四を出したるに過ぎずして大正十一年には疑似症牛十一頭輕症牛四頭を出したるに過ぎず大正三年度以降検査總頭數の激減せるは法規の改正に依り乳用以外の雜種牛は検査を要せざることとなりし結果に由る

本事業の當初は検査の手續と其他種々の嫌忌を有したりしも年を経ると共に豫防法の精神を了解し病毒の恐るべきものたるを知ると共に自衛上競ふて検査を受くるに至れり今累年の成績を示せば左表の如し

畜牛結核病検査成績累年比較表

年次	検査牛數			検査成績			同上百分率				
	ツベルクリ注射ヲ行ハサルモノ	同上行ハサルモノ	計	健康牛	疑症牛	輕症牛	重症牛	健康牛	疑症牛	輕症牛	重症牛
明治三十六年	五三三	一、四一九	一、九六一	一、六六六	三三	二八八	三	八二、九五八	一、七八五	一四、六八六	〇、六一二
同三十七年	四五六	一、一三七	一、五九三	一、四〇〇	一九	一七一	三	八七、八八四	一、一九三	一〇、七三四	〇、八八
同三十八年	五三二	九四〇	一、四七二	一、三三二	四三	一〇七	一	八八、七八三	二、八五六	七、二七四	〇、〇六八
同三十九年	五六四	八七〇	一、四三四	一、二九八	五二	八〇	四	九〇、五六六	三、六二六	五、五七九	〇、二七九
同四十年	五九二	一、〇八九	一、六八一	一、五九九	四三	五八	一	九三、九三三	二、五五八	三、四五〇	〇、〇六〇
同四十一年	六二六	一、四四三	一、七七〇	一、六六三	七〇	七〇	一	九三、六五五	三、九五九	二、〇九〇	〇、〇六〇
同四十二年	六七二	一、四四三	二、一五五	二、〇四三	五〇	四一	一	九三、八八六	二、三六四	一、九三二	〇、〇六〇
同四十三年	六九三	一、五三九	二、二三三	二、一四六	六〇	二六	一	九六、一〇二	二、六八八	一、一六五	〇、〇四〇
同四十四年	七三五	一、七六三	二、四九八	二、四三七	四三	一七	一	九七、六三八	一、七三九	〇、六九八	〇、〇四〇
大正元年	七五九	一、六七八	二、四四七	二、四〇一	三三	四	一	九八、五三三	一、三三三	〇、一六四	〇、〇四〇
同二年	七六九	一、五三七	二、三〇六	二、二七三	二六	七	一	九七、四六七	一、五六二	〇、三〇四	〇、〇四〇
同三年	八七	七八	八九五	八七四	二	二	一	九七、六四四	二、三四六	二、三四六	〇、〇四〇
同四年	七五	一〇〇	八七五	八六〇	一五	二	一	九八、二六六	一、七二四	一、七二四	〇、〇四〇
同五年	七五九	九八	八五七	八四六	一一	二	一	九八、一七六	一、二八四	一、二八四	〇、〇四〇
同六年	七七八	九三	八七一	八五六	一五	二	一	九八、二七八	一、七三三	一、七三三	〇、〇四〇

- 一 種牡牛ノ設置又ハ牛ノ改良蕃殖ニ關スル事業
 - 二 牛ノ飼育増殖又ハ肥育普及ニ關スル事業
 - 三 畜産ニ關スル試験又ハ飼料改良ニ關スル事業
 - 四 牛馬耕ノ獎勵又ハ厩肥改良ニ關スル事業
 - 五 畜産ニ關スル講習會講話會ノ開設
 - 六 畜産ニ關スル品評會共進會ノ開設
 - 七 其他畜産ノ改良發達ニ關シ必要ト認ムル事業
- 第二條 獎勵金ノ下付ヲ受ケムトスルトキハ左ノ書類ヲ添付シ毎年五月三十一日迄ニ知事ニ申請スヘシ
- 一 事業費豫算書
 - 二 事業ノ實行方法書
- 第三條 前條ノ事業費豫算又ハ實行方法ヲ變更シタルトキハ其ノ理由ヲ具シ遲滯ナク知事ニ報告スヘシ
- 第四條 獎勵金ノ下付ヲ受ケ施行スヘキ事業ニシテ左ノ事項ハ當廳ノ指揮ヲ受クヘシ
- 一 種牡牛ノ購入、選擇及廢止、變更
 - 二 優良種牡牛及種付牝牛ノ選擇

- 三 其他特ニ指定シタル事項
- 期日及場所ヲ定メテ施行セムトスル事項ハ豫メ當廳ニ報告スヘシ
- 前二項ノ外施行事業ニ對シ特ニ必要ト認メタル事項ハ其ノ都度報告ヲ徵スルコトアルヘシ
- 第五條 獎勵金ハ同一區域内ニ在リテハ同種ノ事業ニ對シ二箇以上ニ之ヲ下付セス但シ事業ノ種類ニ依リ必要ト認メタルトキハ此限ニ在ラス
- 第六條 獎勵金ノ下付ヲ受ケ施行シタル事業ノ成績ハ翌年四月三十日迄ニ知事ニ報告スヘシ
- 第七條 豫定事業又ハ指示事項ヲ施行セサルトキハ獎勵金ノ下付ヲ取消シ既ニ下付シタル獎勵金ノ全部又ハ一部ヲ返納セシムルコトアルヘシ
- 附 則
- 本則ハ大正九年四月一日ヨリ施行ス
- 滋賀縣令第二十號
- 縣有種牡牛種付規則左ノ通之ヲ定ム
- 大正六年六月二日

滋賀縣知事 池 松 時 和

縣有種牡牛種付規則

- 第一條 縣有種牡牛ノ種付ヲ受ケムトスル者ハ第一號様式ニ依リ知事ニ出願スヘシ
- 縣有種牡牛ノ種付ハ之ヲ無料トス
- 第二條 縣有種牡牛ノ種類、名號及管理者ハ別ニ之ヲ告示ス
- 第三條 種付ハ左記各號ノ事項ニ付検査ニ合格シタル牝牛ニ對シ之ヲ行フ
 - 一 年齡滿二十箇月以上ナルコト
 - 二 體格優良ニシテ健全ナルコト
 - 三 惡癖ナキコト
- 前項検査ノ期日及場所ハ出願者ニ對シ別ニ之ヲ通知ス
- 第四條 検査ニ合格シタル牝牛ニハ第二號様式ノ種付合格證ヲ交付ス
- 種付合格證ノ有効期間ハ交付ノ日ヨリ百八十日トス
- 第五條 種付ヲ受ケムトスルトキハ種付合格證ヲ係員ニ示シ其ノ指揮ヲ受タヘシ
- 種付ヲ行ヒタルトキハ種付ノ回次及種付年月日ヲ種付合格證相當欄ニ記入シ種牡牛管理者又ハ係員之ニ捺印スヘシ

- 第六條 種牡牛ノ種付ハ一日一頭一回トス但シ一日ヲ隔ツルトキハ一日ニ五時間以上ヲ隔テ二頭ノ種付ヲ行フコトヲ得
- 第七條 種付ハ種付合格證有効期間内ニ於テ三回迄之ヲ受ケルコトヲ得三回ニシテ仍ホ受胎セサル牝牛ニ對シテハ有効期間滿了後九十日間種付ヲ出願スルコトヲ得
- 第八條 種付出願者ハ種付ニ因リ生シタル損害ニ對シ賠償ノ請求ヲ爲スコトヲ得ス
- 第九條 種付牝牛ニ付左ノ事項發生シタルトキハ其ノ都度所有者又ハ管理者ニ於テ當該牝牛ノ名號及種付合格證番號ト共ニ其ノ事項ヲ種牡牛ノ管理者ニ届出ツヘシ
 - 一 牝牛受胎シタルコトヲ認知シタルトキハ其ノ年月日
 - 二 牝牛分娩シタルトキハ其ノ仔牛ノ牝牡別及分娩ノ年月日
 - 三 牝牛斃死シ若ハ死産又ハ流产シタルトキハ其ノ事實及年月日
 - 四 牝牛ヲ他人ニ讓渡シタルトキハ讓受人ノ住所氏名及讓渡年月日
- 第十條 左ノ場合ニ於テハ種付ヲ行ハス
 - 一 獸疫又ハ獸類傳染病發生ニ傳播ノ虞アルトキ
 - 二 種牡牛ニ於テ種付ヲ休止スヘキ事故ノ生シタルトキ
 - 三 牝牛ノ發育不全ニシテ種付ニ適セサルトキ
 - 四 牝牛ノ管理不良ニシテ汚垢不潔ナルトキ

- 五 牝牛結核病ニ罹レルトキ...
- 六 牝牛皮膚病皮膚寄生蟲腫瘍瘡傷等ニ罹リ種牡牛ノ健康ヲ害スヘキ虞アルトキ
- 七 種牡牛ノ健康ニ異常アルトキ...
- 前項第一號第二號ニ依ル種付ノ休止及其ノ解除ハ之ヲ告示ス
- 第十一條 種牡牛ノ種付ニ依リ産出シタル仔牛ニ付血統證ノ下付ヲ受ケムトスルモノハ種付合格證ヲ添ヘ知事ニ出願スヘシ...
- 前項ノ出願アリタルトキハ其ノ仔牛ヲ検査シ第三號様式ノ血統證ヲ交付ス
- 第十二條 牝牛ニ付縣有種牡牛ノ種付ヲ爲シタルコトノ證明ヲ得ムトスルモノハ種付合格證ニ該種牡牛管理者ノ證明ヲ受クヘシ...
- 第十三條 種付成績ノ調査上必要アリト認ムルトキハ種付牝牛及其ノ仔牛ニ對シ日時及場所ヲ定メ検査ヲ行フコトアルヘシ此ノ場合ニ於テハ其ノ所有者及管理者ハ之ヲ拒ムコトヲ得ス
- 第十四條 種付合格證ヲ亡失毀損シ若ハ記載事項ニ異動ヲ生シタルトキ其ノ再下付又ハ書換ヲ受ケムトスル者ハ其ノ事由ヲ具シ知事ニ出願スヘシ所有者又ハ管理者ノ變更ニ係ルモノハ相方ノ連署ヲ要ス
- 第十五條 縣有種牡牛管理者ハ第四號様式ノ種付牝牛臺帳ヲ備ヘ所要ノ事項ヲ記入シ最後

記入ノトキヨリ五箇年間之ヲ保存スヘシ
 第十六條 縣有種牡牛管理者ハ毎年一月十五日迄ニ第五號様式ニ依リ前年ノ種付成績ヲ知事ニ報告スヘシ

附 則

明治四十五年六月滋賀縣令第三十一號滋賀縣有外國種種牡牛種付規則ハ之ヲ廢止ス

(第一號様式)

縣有種牡牛種付願

- 一 何種牝牛 何々號
- 一 生年月日 何年何月何日生
- 一 體高 何尺何寸何分
- 一 毛色 何毛
- 一 特徵 額白大三角形、額前小白、左肋中部細長、斜黒斑、菱形白斑、左角端内灣等ノ如シ
- 一 產地 何府縣何郡市何町村何某又ハ何牧場
- 一 血統 父 何種何號 何產地
母 何種何號 何產地
- 一 登錄ノ種類 何國登錄第何號
何協會登錄第何號

右縣有種牡牛種付規則ヲ遵守シ何種(ホルスタイン種)何號(種牡牛名)ニ種付致度候間此段相願候也

年 月 日

住所

所有者(又ハ管理者) 氏 名 ⑩

知事宛

(第二號樣式)

種付合格證

第 號 (指定種牡牛號)

所有者(又ハ管理者) 氏 名

種 類	名 號	特 毛 色 及 徽
生 年 月 日	體 高	產 地
血 統 父 何 種 何 號	母 何 種 何 號	

右縣有種牡牛種付規則ニ依リ種付牝牛ニ合格シタルコトヲ證ス

年 月 日 検査員 官職 氏 名 ⑩

(裏)

種付有効期間

第一回種付

第二回種付

第三回種付

(第三號樣式)

血 統 證 (表)

自 至

年 年 年 年

月 月 月 月

日 日 日 日

主任 主任 主任 主任

第一號 種 類 牛 號
父 名 號
母 生 年 月 日
毛 色

ルモノトス
例へハ大正三年ニ牝牛五十頭ニ六十回ノ種付ヲナシ之ニヨリテ同年内ニ五頭生
産シ翌年ニ至リテ四十頭生産セハ其合計四十五頭ヲ大正三年ノ欄ニ記入スルカ
如シ

- 三、一箇年内生産頭數ノ欄ニハ種付トノ關係ナク單ニ同年内ニ生産セシモノノミヲ
掲クルモノトス即チ前例ニ依レハ大正三年ノ種付ニヨリ生産セルモノ五頭ト大
正二年ノ種付ニヨリ生産セシモノ十五頭ノ合計二十頭ナルカ如シ
- 四、事故中斃死ノ欄ニ記入スヘキ頭數ハ産積ノミニ限ル
- 五、平均價額ハ全産積價額ノ平均額トス

副業獎勵規程

- 第一條 副業獎勵ノ爲本規程ニ依リ毎年度豫算ノ範圍内ニ於テ獎勵金、種苗(魚苗ヲ含ム)
種禽又ハ種卵ヲ交付ス
- 第二條 獎勵金ハ市町村郡市町村農會、縣、山林會、産業組合、各種ノ副業組合其他知事
ニ於テ適當ト認メタル團體ニ於テ副業ノ獎勵又ハ共同事業ノ施設ヲ爲シタルトキ之ヲ交
付ス、但シ其ノ事項ニ對シ別ニ國、縣、其ノ他團體ヨリ補助金又ハ之ニ準スヘキモノノ

交付ヲ受クル場合ハ交付セサルコトアルヘシ
副業獎勵上有益ナル發明考案ヲ爲シタル者又ハ特ニ他ノ模範タルヘキ施設若ハ行爲ニシ
テ知事ニ於テ其ノ功績顯著ナリト認メタルトキハ個人ニ對シ獎勵金ヲ交付スルコトアル
ヘシ

第三條 獎勵金ヲ交付スヘキ副業ノ種類及其ノ獎勵事項等ハ毎年度之ヲ告示ス

第四條 獎勵金ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ毎年三月末日迄ニ左ノ各號ニ掲クル事項ヲ具シ
別記第一號様式ニヨリ申請書ヲ知事ニ提出シ承認ヲ受ケヘシ但シ第三號ノ事項ハ法令ニ
基キ組織シタル組合又ハ團體ニアリテハ之ヲ省略スルコトヲ得

一、獎勵金ノ交付ヲ受ケントスル事業計畫及其ノ實施方法並經費收支豫算

二、獎勵金ノ交付ヲ受ケントスル副業ノ現況

三、組合又ハ團體ノ規約(定款又ハ會則)及其ノ施行ニ關スル規定ノ寫、設立年月日、代
表者ノ住所氏名及組合員(團體員)ノ數前項第一號ノ事項ヲ變更セントスルトキハ其ノ
都度知事ノ承認ヲ受クヘシ第三號ノ規約及其ノ施行ニ關スル規定又ハ代表者ノ變更ア
リタルトキハ直ニ其ノ事項ヲ知事ニ届出ツヘシ

第五條 獎勵金ハ事業實施ノ狀況ヲ考査シテ之ヲ交付ス

第六條 獎勵金ノ交付ヲ受ケタルモノハ其ノ事業成績及經費收支決算ヲ別記第二號様式ニ

依リ五月十五日迄ニ知事ニ報告スヘシ

第七條 種苗、種禽又ハ種卵ハ農會、副業ニ關スル各種組合及其ノ他ノ團體ヨリノ申込ニシテ副業獎勵上適當ト認メタルモノニ對シ之ヲ交付ス

前項ニヨリ交付スヘキ種苗、種禽及種卵ノ種類並有償、無償ノ別及申込期日等ハ別ニ之ヲ告示ス

第八條 種苗、種禽又ハ種卵ノ交付ヲ受ケムトスル者ハ別記第三號様式ニヨリ魚苗ハ本縣水産試験場長ニ其ノ他ハ本縣農事試験場長ニ申込ムヘシ

第九條 前條ノ申込ニ對シテハ交付スヘキ品種、數量、期日、場所及其ノ他必要ナル事項ヲ指定シ當該場長ヨリ之ヲ通知ス

申込者前項ノ通知ニヨリ指定セラレタル事項ヲ履行セサルトキハ申込ハ其ノ効力ヲ失フ但シ特別ノ事由ニヨリ豫メ當該場長ノ承認ヲ受ケタルトキハ此ノ限ニ在ラス

第十條 前條ノ交付ヲ受ケタル者ハ其ノ飼育又ハ栽培ニ關スル成績ヲ別記第四號様式ニヨリ左ノ期限内ニ當該場長ニ報告スヘシ

一、魚苗ニアリテハ其ノ飼育ヲ終リタル日ヨリ十日以内

二、作物種苗ニアリテハ播種又ハ植栽ヲ了シ發芽生育ヲ確認シタルトキヨリ十日以内

三、種禽ニアリテハ交付ヲ受ケタル後一年ヲ經タル日ヨリ十日以内

四、種卵ハ孵化後二箇月ヲ經タルトキヨリ十日以内

第十一條 獎勵金ノ交付ヲ受ケ購入若クハ設備シタル物件又ハ交付ヲ受ケタル種苗、種禽及種卵ハ他ニ賣却又ハ讓渡スルコトヲ得ス

但シ左ノ場合ニ在リテハ此ノ限ニ在ラス

一、特別ノ理由ニヨリ知事ノ承認ヲ受ケタルトキ

二、使用ノ目的ヲ完了シ其ノ用ヲ爲ササルニ至リタルトキ

第十二條 獎勵金、種苗、種禽、若クハ種卵ノ交付ヲ受ケタルモノ又ハ其ノ承認ヲ得タルモノニ對シ知事又ハ當該場長ハ必要ニ應シ報告ヲ徴シ又ハ官吏吏員ヲ派遣シテ事業ノ施行及經費ノ收支ヲ監査セシムルコトアルヘシ

第十三條 本令及本令ニヨリ發シタル命令ニ違反シ又ハ不都合ノ行爲アリト認メタルトキハ知事ハ其ノ承認ヲ取消シ又ハ既ニ交付シタル獎勵金、種苗、種禽及種卵ノ全部若ハ一部ノ返還ヲ命シ又ハ相當ノ代償金ヲ徴收スルコトアルヘシ

第十四條 本令ニヨリ提出スヘキ書類ハ事務所所在地ノ市役所町村役場ヲ經由スヘシ但シ郡以上ヲ地區トスル組合又ハ團體ヨリ提出スルモノハ此ノ限ニ在ラス

附 則

本令ハ發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス但シ第四條ノ獎勵金交付申請書提出期限ハ大正十五年度

ニ限リ大正十五年十二月二十日迄トス
大正十五年四月一日ヨリ本令施行ノ日迄ニ種苗、種禽、又ハ種卵ノ交付ヲ受ケタル者ニ
對シテハ本令ヲ適用ス

(別記)

第一號様式

獎勵金交付申請

副業獎勵規程ニ依リ大正何年度ニ於テ別記計畫ノ通事業實施致度候條獎勵金御交付相成
度關係書類相添へ此段申請候也

年 月 日

郡(市)町(村)大字何番地(事務所ノ位置)

何會(組合)長 何

某 印

滋賀縣知事宛

「別記」添付書類

一、事業計畫及其ノ實施方法

(注意) 施設事業毎ニ具體的ニ記載シ設備ニ付テハ明細ナル仕様書ヲ添付シ又事業施
行ニ關スル規程ヲ制定セルモノハ之ヲ添付スヘシ

二、經費收支豫算

(注意) 收入支出トモ其ノ豫算明細書ヲ添付スヘシ

三、副業ノ現況

(注意) 副業品ノ種類毎ニ産額(數量及價額)従業戸口(戸數及男女別員數)販路、取引
狀況及今後ノ消長ニ關スル見込ヲ記載スヘシ

四、規約(定款又ハ會則)及其ノ施行ニ關スル規定ノ寫、設立年月日、代表者ノ住所氏名
組合員(團體員)數

(注意) 本項ハ法令ニ基キ組織シタル組合又ハ團體ニアリテハ省略スルコトヲ得

第二號様式

事業成績及經費決算報告

副業獎勵規程ニ依リ大正何年何月何日附第何號ヲ以テ獎勵金ノ御交付ヲ受ケタル標記ノ
件別記ノ通ニ有之候條此段及報告候也

年 月 日

郡(市)町(村)大字何番地(事務所ノ位置)

何會(組合)長 何

某 印

滋賀縣知事宛

「別記」添付書類

一、事業成績書

(注意) 一、實施シタル事業毎ニ其ノ方法經過及成績ヲ申請書ニ記載シタル項目ニヨリ具體的ニ記載スヘシ仍設備ニ付テハ明細ナル仕譯書ヲ添付スヘシ

2、實施事業ニ關係アル副業品ノ産額(數量及價額)ヲ品目毎ニ記載スヘシ

二、經費收支決算書

(注意) 決算ハ收入、支出トモ豫算ト對比シ其ノ増減及使途ノ内容ヲ明細ニ記載スヘシ

第三號様式

種苗種禽又ハ種卵配付申込書

副業獎勵規程ニ依リ種苗(種禽又ハ種卵)ノ配付相受度別記事業方法等相添此段申込候也

年 月 日

郡(市)町(村)大字何番地(事務所ノ位置)

何會(組合)長 何

某 印

滋賀縣立農事試驗場長宛

(注意) 申込書ハ配付ヲ受ケントスルモノノ種類毎ニ別書トスヘシ

「別記」添付書類

一、配付申込書

種類及品種別	希 望 數 量	備 考

二、事業方法

(注意) 1、申込團體ニ於テ飼育又ハ栽培等ヲ行フ場合ハ其ノ飼育地又ハ栽培地ノ位置、地目別、面積、設備狀況、管理及生産物處分ノ方法等ヲ記載スヘシ

2、組合員(團體員)ニ配付シテ飼育又ハ栽培セシムル場合ハ組合員(團體員)別配付豫定數飼育地又ハ栽培地ノ位置、地目別、面積及配付條件ヲ記載スヘシ

第四號様式

種苗(種禽又ハ種卵)栽培(飼育)成績報告

副業獎勵規程ニ依リ配付ヲ受ケタル種苗(種禽又ハ種卵)ノ栽培(飼育)成績別記ノ通りニ

有之候條此段及報告候也

年 月 日

郡(市)町(村)大字何番地(事務所ノ位置)

何會(組合)長 何

某 印

滋賀縣立農事試驗場長宛

(注意) 報告書ハ配付ヲ受ケタルモノノ種類毎ニ別書スルコト

「別記」添付書類

一、配付受入高

種類及品種別	受入數量	受入年月日

二、成績

(注意) 申左記ニ依リ記載スヘシ

(1) 種苗ノ内作物ノ種子又ハ苗木ノ場合

(イ) 播種地又ハ植付地ノ位置地目別面積播種量又ハ植付本數竝其ノ栽培者ノ住所氏名

(ロ) 發芽生育ノ經過及其ノ成績

(2) 種苗ノ内魚苗ノ場合

(イ) 飼育地ノ種別(稻田、溜池、内湖及入江等)位置、面積、放養尾數放養月日及其ノ飼育者ノ住所氏名

(ロ) 取揚月日及其ノ尾數、總重量竝平均體長

(ハ) 飼育中ニ於ケル經過概要

(3) 種禽ノ場合

(イ) 飼育シタル種禽場ノ位置

(ロ) 發育斃死其ノ他事故別羽數及其ノ經過概要

(ハ) 産卵量(月別)及其ノ利用成績

(4) 種卵ノ場合

(イ) 孵化法

(ロ) 孵化成績(孵化數、發育中止數及無精卵數等)

(ハ) 育雛法及其ノ成績(雌雄別發育數、發育不全及死數等)

終

